

望ましい農業構造の確立、担い手の育成・ 確保、優良農地の確保と有効利用の促進 に関する資料

【目次】

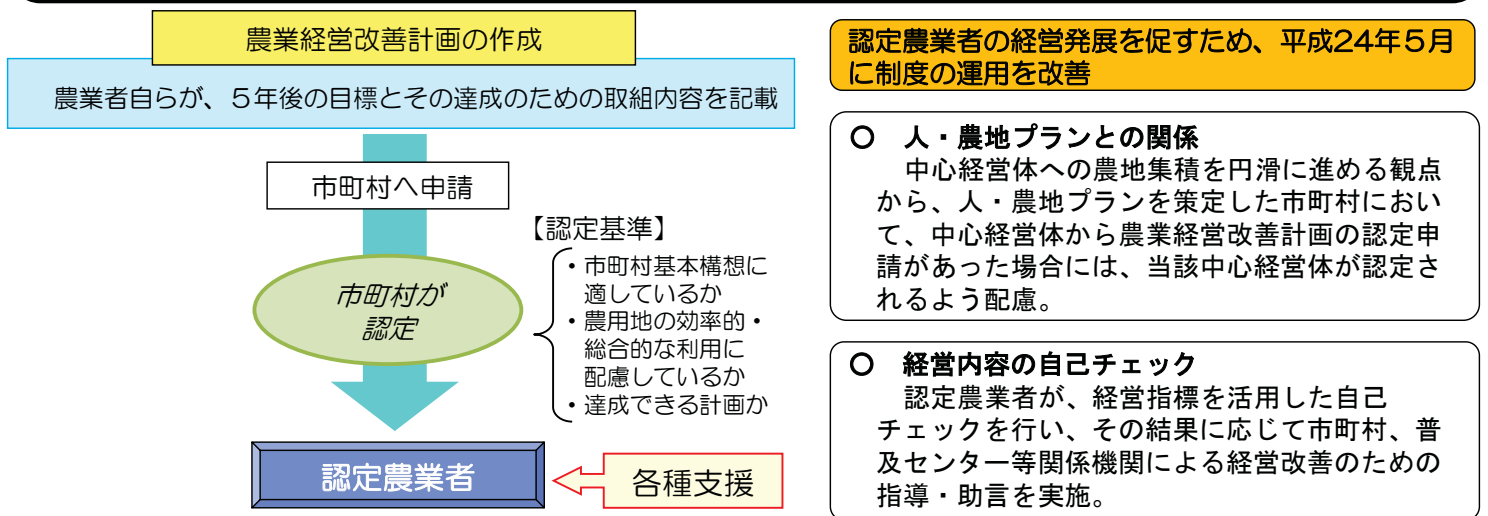
1	認定農業者制度	1
2	青年等就農計画制度	8
3	経営所得安定対策	10
4	人・農地プラン	16
5	農地中間管理機構	19
6	法人化の推進	21
7	農業構造の変化	27
8	改正農地法の概要	30
9	農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保	34
10	国家戦略特区	64
11	H26年度予算の概要	65

認定農業者制度

1

認定農業者制度の概要

- 認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が認定する制度。
- 同計画の認定を受けると、(株)日本政策金融公庫からの低利融資のほか、経営安定のための交付金を農用地・農業用機械等を取得するために積み立てた場合に損金算入できる等の税制特例等を措置。



主な支援策

- スーパーL資金（(株)日本政策金融公庫）
農地取得、施設整備等、経営改善に必要な取り組みに要する長期資金を低利で融通。
- 農業経営基盤強化準備金
認定農業者が、経営安定のための交付金を積み立て、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、この積立額や取得額を必要経費又は損金として算入できる制度。
- 農業委員会による農用地の利用権設定等に関する優先的なあっせん

2

認定農業者制度の位置付け

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)

(農業経営基盤強化促進基本構想)

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- 三 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- 四 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- 五 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ～ホ（略）

六（略）

(農業経営改善計画の認定等)

第十二条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農業経営の現状
- 二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標
- 三 前号の目標を達成するためとるべき措置
- 四 その他農林水産省令で定める事項

3（略）

4 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本構想に照らし適切なものであること。
- 二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)

(望ましい農業構造の確立)

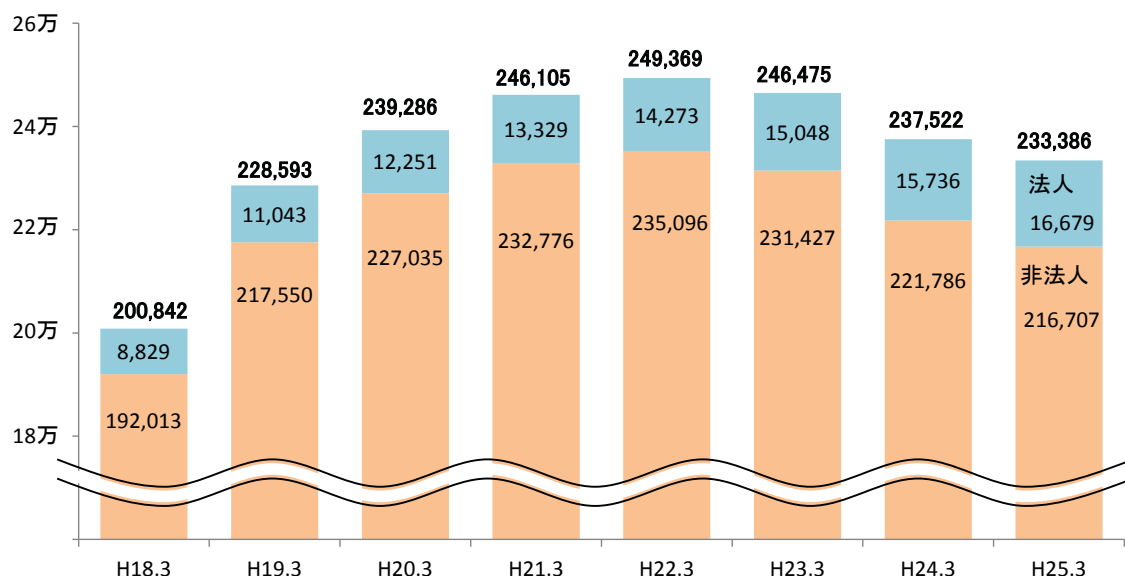
第二十一条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。 3

認定農業者に対する主な支援措置と特例措置

経営安定対策	経営所得安定対策 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律)	- 生産条件不利補正交付金(ゲタ対策) 諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物について、生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付。 - 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策) 収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるようにするための農業者拠出に基づくセーフティネット。
融資	農業経営基盤強化資金(スーパーL) ※金利負担軽減措置	認定農業者に対する経営改善のための低利な長期資金。(農地、施設機械などの取得及び経営費用をまかなう運転資金にも利用可能。)平成24年度より、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等に対する貸付当初5年間実質無利子化を措置。
税制	農業経営基盤強化準備金制度 (租税特別措置法第24条の2、第24条の3等)	認定農業者および特定農業法人が経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できる。さらに、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できる。
出資	アグリビジネス投資育成株式会社(アグリ社)による出資	平成14年に制定された農業法人投資円滑化法に基づく大臣承認を受けた唯一の株式会社であるアグリ社の出資対象は認定農業者(認定農業者となることが確実な者を含む)に限定。 なお、農業法人投資円滑化法は、平成25年12月に改正(翌年3月施行)を行い、大臣承認を受けることができる者として、従来からの株式会社に加え、新たに投資事業有限責任組合を追加。これにより、認定農業者を含む農業法人は、より多様な投資主体から出資を受けることが可能。
農業者年金	農業者年金の政策支援加入 (独立行政法人農業者年金基金法第45条)	認定農業者を対象に、保険料のうち10,000円又は6,000円を国庫補助。

認定農業者数の推移

- 認定農業者数は平成21年度までは増加傾向で推移してきたが、平成22年度より減少に転じたところ。平成24年度(25年3月末現在)は、233,386となり、前年と比べ4,136減少。



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

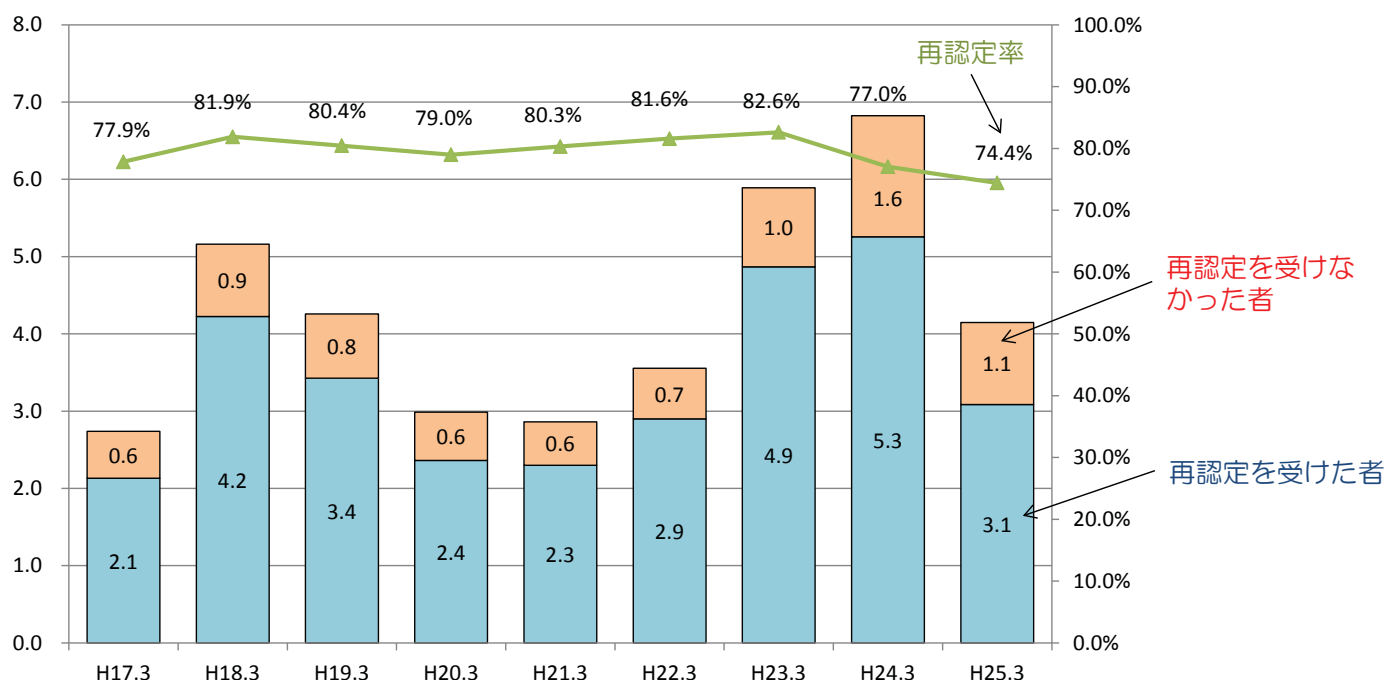
(注) 平成21年からは、特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

5

計画期間(5年間)が終了した認定農業者の数の推移

- 平成24年度に認定期間(5年間)が終了した者は41,476で昨年より減少。これは、平成19年度より、担い手に施策を集中したため、その対象となるよう、18年度に認定を受けた者が多く、23年度に終期を迎えた者が多かったためと考えられる。
- 平成24年度の再認定率については、昨年度よりさらに低下し、74.4%。

(万経営体)



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

6

新たな農業経営指標 -農業経営の改善・発展のための基本ツール-

- 「新たな農業経営指標」は、農業経営者が自らの経営状況を自己チェックし、経営改善を図るために活用していただくことを目的とするものです。
- 認定農業者は、毎年の自己チェック結果を経営改善計画の中間年(3年目)と最終年(5年目)に市町村に提出する必要があります。



指標の仕組み 「新たな農業経営指標」は、次の4つの内容で構成されています。

(1) 経営改善のためのチェックリスト

経営改善の発展に欠かせない経営管理、生産、販売・加工、財務、労務等に関する14の取組について、自らの現在の取組状況や改善時期を明らかにすることができます。

(2) 経営データの記入フォーム

農業経営の基本となる労働力、農地、生産・販売のデータについて、自ら記入することで、経営の現状と目標を数値の形で客観的に把握できます。

(3) 指標による評価結果シート

「取組指標」、「技術指標」、「財務指標」の3つの指標により、現在の経営状況の評価を行い、経営発展の方向性と目標達成への道筋を明らかにすることができます。

(4) 複数年比較・経営シミュレーション

「取組指標」、「技術指標」、「財務指標」を経年比較することができるとともに、目標達成状況や経営発展のために改善すべき点、改善すべき具体的数値を明らかにすることができます。

青年等就農計画制度

青年等就農計画制度について

- 新規就農者を大幅に増やし、地域農業の担い手を育成していくためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した担い手育成支援が重要であることから、従来、都道府県が認定主体となっていた就農計画について、農業経営基盤強化促進法に位置づけ、計画の認定主体を都道府県から市町村に移管（H25年12月農業経営基盤強化促進法の一部改正）。
- 認定新規就農者に対しては早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に講じるよう措置。
- 「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づく認定就農者が、青年等就農計画の認定を受けようとする場合は、認定手続きの簡素化を可能とするよう措置。

1. 青年等就農計画の対象者

計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、青年等就農計画を作成して市町村から認定を受けることを希望する者

※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人
※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

2. 青年等就農計画の認定

○認定の要件

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合に、その認定を実施。
（具体的な認定基準は基本要綱別紙4－2参照）

- ① その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

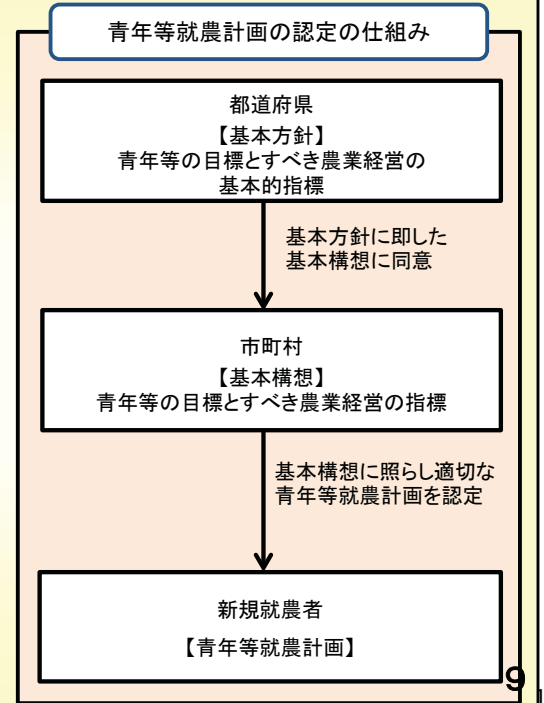
○審査体制

審査に当たって市町村は、経営改善計画や青年就農給付金（経営開始型）の審査体制の活用が可能。また、第三者組織、当該青年等の指導等に当たっている農業者（指導農業者等）、普及指導センター等の意見を考慮することが望ましい。

3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 青年就農給付金（経営開始型）*
- ・ 経営所得安定対策（27年産から）
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進

※ 給付対象者が就農する市町村で改正後の農業経営基盤強化促進法第6条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が策定された後に同給付金の申請をした者から適用。



経営所得安定対策

水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的対策)の概要

【2つの補てん対策を実施】

- ① **ゲタ対策** …… 諸外国との生産条件格差から生じる**不利を補正**(生産コストと販売収入との差額に着目)
- ② **ナラシ対策** …… 毎年の**収入の減少の影響を緩和**するための補てん

【対象となる経営体】

「認定農業者」又は「集落営農」で一定の経営規模(面積)※を有すること

※ 都府県 4ha以上、北海道 10ha以上、集落営農20ha以上。ただし、一定の経営規模以下でも加入できる市町村特認を用意(H20～)

①ゲタ対策(生産条件不利補正交付金)	②ナラシ対策(収入減少影響緩和交付金)
【対象品目】(米は対象でない) 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ ・2種類の支払で、対象作物のコスト割れを補てん。 ・①「過去の作付面積に対する面積払(固定払)」と、②「当年産の生産数量に対する数量・品質払(数量払)」に分けて支払。	【対象品目】 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ ・当年産収入額の合計(作物ごとの収支の合算)が過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てん(価格下落が継続すると標準的収入額が下落。) ・対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出。(生産者1:国3)

○ 産地づくり交付金(転作助成金)
主食用米と転作作物の所得差を補てん

(対象者) 米の生産調整達成者

(対象品目・単価) 水田で作付けされる作物に対し、地域が独自に交付金の対象作物、交付金の単価を設定

11

農業者戸別所得補償制度の概要(平成23年度)

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS用稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

畑作物の所得補償交付金

(2,123億円)【水田・畑地共通】

【数量払】

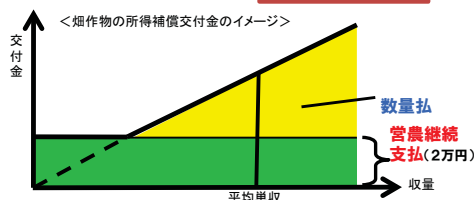
対象作物	交付金額	対象作物	交付金額
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/ト
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/ト
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg	そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg	なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg		

注1:小麦については、パン・中華種用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算
注2:交付単価の10a当たりの面積換算値では、現行の品目横断的対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a



水田活用の所得補償交付金

(2,284億円)

【戦略作物助成】【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】1.5万円/10a

【耕畜連携助成】1.3万円/10a

【産地資金】

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金】(1,929億円)

1.5万円/10a

【米価変動補てん交付金】(1,391億円(24年度予算計上))

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

加算措置等

加算措置
150億円
推進事業等
116億円

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連担化)した場合、利用権設定した面積に2万円/10aを交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額(2~3万円/10a)を最長5年間交付

緑肥輪作加算

畑地に地力の維持・向上につながる作物を栽培してすき込む場合(休閒緑肥)に、1万円/10aを交付

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、40万円を定額で交付

推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県・市町村等に対して必要な経費を助成

12

経営所得安定対策等の概要(平成26年度)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

(2,093億円)【水田・畑地共通】

【販売農家又は集落営農が対象】

【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,320円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,130円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,490円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,380円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,660円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	7,260円/t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円/t
そば【水田・畑地】	13,030円/45kg
なたね【水田・畑地】	9,640円/60kg

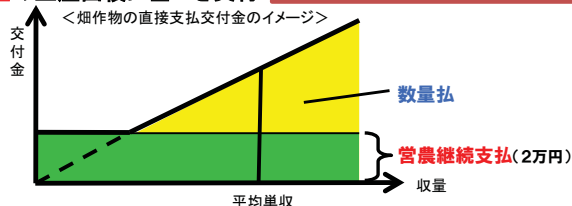
注1:小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

注2:てん菜の基準糖度は、16.3度

注3:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%

【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付 2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)



水田活用の直接支払交付金

(2,770億円)

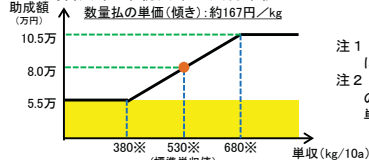
【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

注:そば・なたねは、産地交付金からの交付に変更

＜飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1:数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2:※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては、当該地域に応じた単収(配分単収)を適用

【二毛作助成】 1.5万円/10a 【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地交付金】

◇ 地域が策定する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援。

米の直接支払交付金

(806億円)

7,500円/10a

【米の生産数量目標を守った販売農家又は集落営農が対象】

◇ 激変緩和のための経過措置として、26年産から単価を7,500円/10aに削減した上で、29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)

米価変動補填交付金

(200億円(25年産))

【25年度に米の直接支払交付金の交付を受けた者が対象】

25年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填

◇ 26年産から廃止

米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)

(751億円)

【認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件】

◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、収入が減少した場合に標準的収入額との差額を下回った場合に、減収額の9割を補填(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)

直接支払推進事業等

(103億円)

◇ 【推進補助金等】(92億円) 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等

◇ 【再生利用交付金】(10億円) 畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額(2～3万円/10a)を交付(26年度限り)

13

生産条件不利補正交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物について、生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付

【現行法】

【見直し後(27年産から改正法を適用)】

【交付対象者】

認定農業者、集落営農のうち一定規模以上の者

(都府県 4ha、北海道10ha、集落営農20ha以上等市町村特認あり)

※ 23年産からは、予算措置により、全ての販売農家、集落営農を対象に実施

認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に実施

する予定(いずれも規模要件は課さない)

【第2条第4項】

※ 26年産は、予算措置により、全ての販売農家、集落営農を対象に実施

【支援の内容】

① 過去の生産面積に応じて交付する面積払(7割)と

② 当年の品質及び生産量に応じて交付する数量払(3割)の併用

※ 23年産からは、予算措置により、数量払を基本に、面積払を内金として支払い

① 当年の品質及び生産量に応じて交付する数量払を基本。

② 当年産の作付面積に応じて交付する面積払(営農継続支払)を収穫前に数量払の内金として支払い

※ 26年産も、予算措置により、同様の措置 【第3条第1項、第2項及び第4項】

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

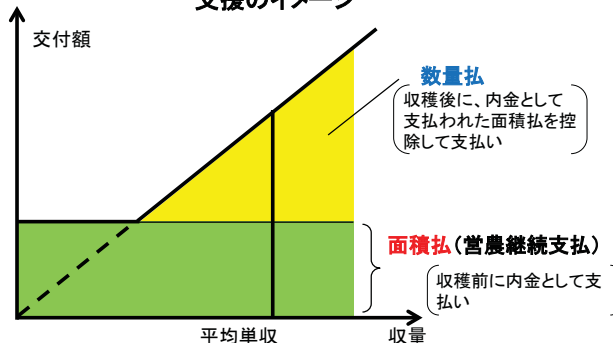
※ 23年産からは、予算措置により、そば、なたねも支援

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

※ 26年産も、予算措置により、同様の措置

【第2条第2項】

支援のイメージ



14

収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるようにするための農業者拠出に基づくセーフティーネット

【現行法】

【見直し後】

【交付対象者】

認定農業者※1、集落営農のうち一定規模以上の者
都府県 4ha、北海道10ha、集落営農20ha以上等
市町村特認あり



27年産から、認定農業者※1、集落営農、認定新規就農者※2を対象に実施する予定
(いずれも規模要件は課さない) 【第2条第4項】

【支援の内容】

- ・当年産の販売収入の合計(作物ごとの収支の合算)が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てん(都道府県等地域別)
- ・対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出
(「農業者1:国3」の割合)



変更なし

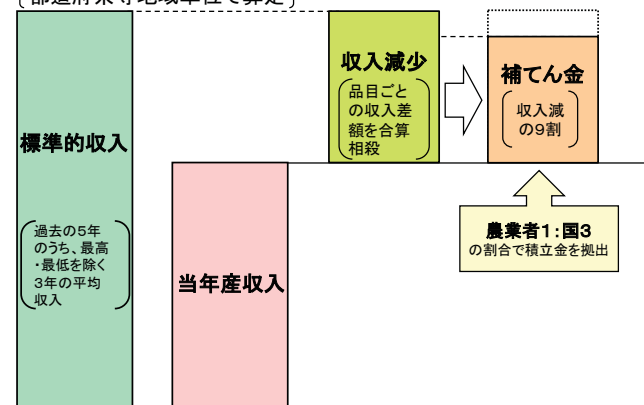
【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



変更なし

(都道府県等地域単位で算定)



※1 認定農業者とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した農業経営の目標(所得目標等)の達成に向けて、今後5年間における自らの経営拡大や効率化等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定された農業者。

※2 認定新規就農者とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した新規就農者の農業経営の目標の達成に向けて、今後5年間における自らの取組を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村から認定された新規就農者。

人・農地プラン

人・農地プラン（人・農地プランとは）

- 皆さんの地域の農業を発展させていくためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。
- 皆さんの集落・地域において徹底的な話し合いを行って「人・農地プラン」の作成（見直し）を進めましょう。

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、**集落・地域において話し合ってください**、次のことを決めていただきます。

〈地域における話し合い〉

- 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- 地域の担い手は十分確保されているか
- 将来の農地利用のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 近い将来の農地の出し手の状況（いつ頃、どのくらい出す意向か）
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）の役割分担を踏まえた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、複数集落や学区等のエリアが基本ですが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直して下さい。
- 新規就農者や新規参入者（農業法人、企業等）も話し合いから参加できるように、広報、ホームページ等を通じてできるだけ幅広く周知しましょう。

2 人・農地プランには、様々なメリット措置があります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- 青年就農給付金（経営開始型）→ 原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方（※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します。）
- スーパーL資金の当初5年間無利子化 → 認定農業者
- 経営体育成支援事業 → 適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方

☆ 農地中間管理機構に農地を貸し付けると、

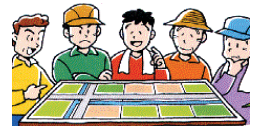
- 経営転換協力金・耕作集積協力金 → 農地を貸し付ける方
- 地域集積協力金 → 地域で一定割合以上の面積をまとめて貸し付ける地域

といった支援を受けることができます。

3 人・農地プランは、定期的に見直してください。

☆ プランを決めても、定期的（1年に1回程度）に見直してください。

- 一年経てば、状況は変わります。その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう見直しをしましょう。



17

人・農地プラン作成の進め方

- 市町村の広報、ホームページによる周知や、地権者、担い手へのアンケート等を通じて、集落・地域内外のできるだけ多くの方に幅広く参加してもらうことが大切。

1 人・農地プランは、作成する地域の農業事情に応じて最もふさわしい方法で進めて下さい。

- ➡ その地域に、今後の地域農業を支える担い手がいれば、これらの経営体も入って、地域農業の将来像をどう描くかを話し合いましょう。
- ➡ 担い手が十分でない場合は、話し合いを通じて、地域内の農地をできるだけまとまった形で農地中間管理機構へ貸し付けて、地域の農地を任せられる者を見い出しましょう。

2 人・農地プラン作成の一般的な手順

- ➡ 集落・地域における話し合いがうまくいくかどうかは、市町村、関係機関の事前準備にかかっています。
 - ➡ 話し合いの前に、農家の意向確認や中心となる経営体の候補との意見交換などを行っておくことがスムーズな話し合いにつながります。
- 話し合いの日程を前広に公表し、地域に関心を持つ新規就農者や新規参入者に話し合いの段階から参加してもらいましょう。



市町村・関係機関が行うこと（例）

- 地域内の農業者に対し、
 - ・ 地域農業の将来の見通し（農地の有効利用、継続可能な経営）
 - ・ 地域農業の今後の方向性（今後の地域農業を支える担い手がいるか、足りているか、新規就農等をどうするかなど）
 - ・ 自らの経営や農地を今後どうするか。等をアンケート等で確認。
- 集落における地権者のリーダー役と話し合いの段取りについて打ち合わせ

集落・地域における話し合い

- 集落・地域内外の多くの方に（経営者だけでなく、奥さんや息子、その地域に関心を示している農業法人、新規就農者等も）参加し、発言してもらう
- 市町村、協議会のメンバーとなる方々も参加
- アンケート結果等を基に、
 - ・ 地域農業を支える担い手は誰か
 - ・ 担い手は十分いるのか
 - ・ 担い手が十分いなければ、新規参入をどうするか
 - ・ 農地中間管理機構をどう活用するか
 - ・ 担い手とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた今後の地域農業のあり方等を話し合ってもらおう。

市町村による検討会の開催

- 市町村は、左の話し合いを受けて、人・農地プラン原案を作成
 - 市町村は、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催し、原案の妥当性等を審査・検討する。
- 〈検討会メンバー〉
- 地域農業再生協議会のメンバーのほか、必ず大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者等が出席
 - 〈メンバーの概ね3割は女性〉
 - 女性農業者等の他、関係機関からも役職を問わず女性等が出席

適当と判断されたものは
市町村が人・農地プランとして正式決定

18

農地中間管理機構

19

農地中間管理機構の概要

【現状等】

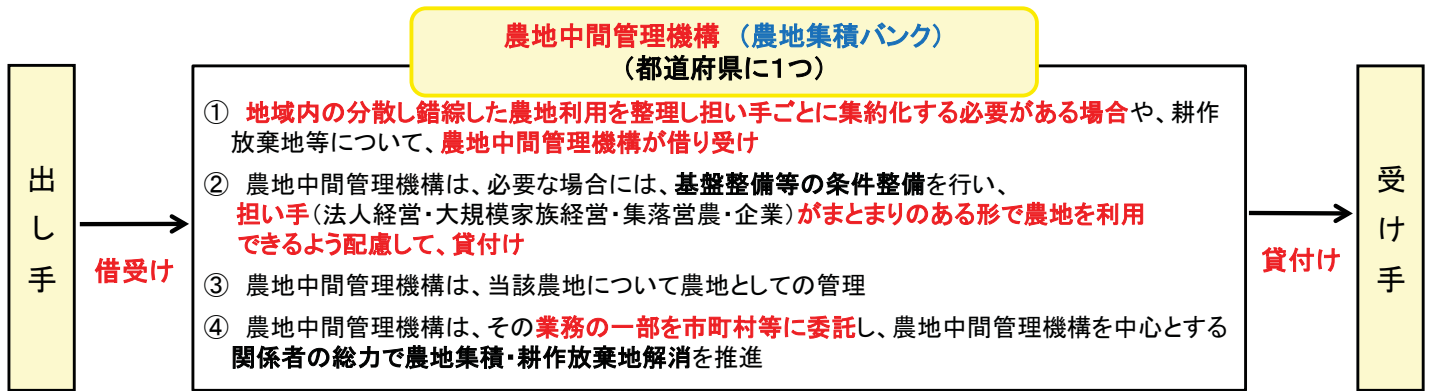
- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目 標

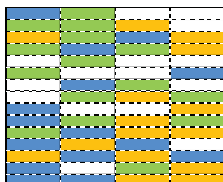
- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)



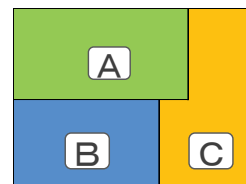
地域内の分散・錯綜した農地利用



農地の集約(イメージ)



担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

20

法人化の推進

21

人・農地問題解決加速化支援事業(26年度)

26年度予算額【12億円】

○ 人と農地の問題に継続的に取り組むため、25年度の施策をベースとして各種取組を強化・拡充

人・農地問題解決推進事業（平成25年度）

人・農地プラン作成活動等

人・農地プランを作成するための取組等に対して支援。

- 原案作成のための打合せ経費
- 地域での合意形成・周知活動
- プランの印刷費
- 市町村及び都道府県の事務費

地域農業支援組織連携強化活動支援

適切な「人・農地プラン」の作成・実行に向け、地域内の合意形成を効率的・効果的に進められるよう、市町村段階に地域農業連携推進員を設置する取組等を支援。

- 地域連携推進員の設置・派遣
- 農地情報整備経費

人・農地問題解決加速化支援事業（平成26年度）（1,188百万円）

1. 人・農地プランの見直し支援（240百万円）

市町村等が、担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方を記載した人・農地プランの継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

2. 地域連携推進員の活動支援（487百万円）

人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導等を効率的・効果的に進められるよう、市町村が設置する普及員のOB、リタイヤした高齢農業者等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援します。

3. 農業経営の法人化等の支援（440百万円）

集落営農の組織化・法人化及び複数個別経営の法人化等の取組を支援します。併せて、法人経営に必要な労務・財務管理や障害者雇用についての啓発活動等を支援します。

4. 経営改善実践システムの運用（20百万円）

農業者が自らの経営改善を行っていくための新たな農業経営改善指標の円滑な活用及び更なる利便性の向上のため、当該指標に係るシステムを運用・改修します。

22

○集落営農の組織化・法人化及び複数個別経営の法人化等の取組を支援します。

農業経営の法人化支援

- ① 集落営農の法人化に当たっては、定款作成、登記申請手続などの費用がかかることから、集落営農が法人化した際に定額（40万円）で助成。
- ② 集落営農の法人化に加え、地域農業に貢献する複数個別経営の法人化や法人同士が統合して新たに法人を立ち上げる場合等についても、定額（40万円）で助成。

26年度
拡充

集落営農の組織化支援

- 集落営農の法人化の前提となる組織化の際に必要な会計経理知識の習得や規約の作成、設立準備会等に費用がかかることから、集落営農の組織化に対して定額（20万円）で助成。

26年度
拡充

法人経営の支援

- 法人経営に必要な労務・財務管理や障害者雇用に関する知識等を取得するための啓発活動等を支援。

26年度
拡充

23

法人経営・大規模家族経営の推進

融資

スーパーL資金（日本政策金融公庫の低利資金）

- 人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金は、貸付当初5年間 実質無利子化（償還期限：25年以内）
- 26年度融資枠：1000億円
- 貸付限度額 個人：3億円（複数部門経営等は6億円）
法人：10億円（常時従事者数に応じて20億円）

税制

農業経営基盤強化準備金制度

- 経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入可能
- 積み立てた準備金を5年以内に取り崩して、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳が可能

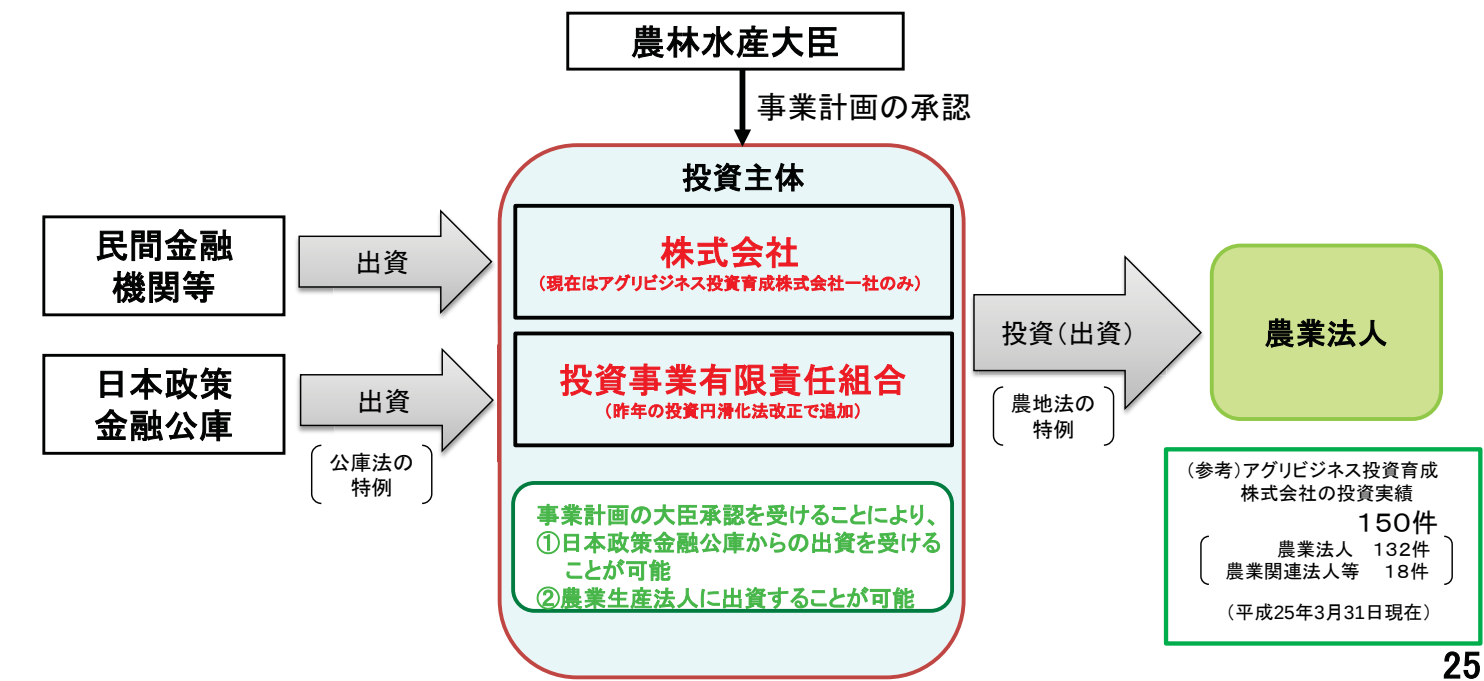
出資

農業法人投資育成制度

- 経営規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人の資金調達を円滑にするため、農業法人投資育成制度により大臣承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合が農業法人に対して出資

○ 投資円滑化法による農業法人等への投資（出資）の仕組み

- 投資円滑化法（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法）に基づき、現在「アグリビジネス投資育成株式会社」が農業法人への投資（出資）を行っている。
- また、昨年（H25）の同法改正により、投資事業有限責任組合（LPS）も農業法人に対する投資事業が行えるようになったところ。



25

法人化のメリット

- 集落営農が任意組織のままでは、法人格、経営体制、投資財源や雇用の確保等の面で、経営・地域農業の発展を図っていくのに限界。この意味で、任意組織としての集落営農は、法人化に向けての準備・調整期間と考え、法人化を実現していくことが重要。

	任意組織としての集落営農	法人化した場合
法人格	なし 〔 ○ 作業受託はできても、農地利用権の設定は不可能 ○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)の利用は不可能 ○ 安定雇用することも難しい 〕	あり 〔 ○ 農地利用権の設定が可能となる (規模拡大加算を受給できるようになる) ○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)が利用できるようになる ○ 青年就農者などを安定雇用することが可能となる 〕
経営判断 できる体制	法律に基づかない、メンバーの合意による役員体制 〔 ○ 合意次第で役員の決定権限は様々であるが、一般的にはメンバーの総意がないと新たな経営判断は難しい ○ 役員はメンバー内から選ぶしかなく、高齢化が進行した時、役員がいなくなるおそれ 〕	法律に基づく役員体制 〔 ○ 役員の権限は明確であり、生産物販売先や生産資材調達先の変更など、経営発展・所得向上のための経営判断を役員が機動的に行えるようになる ○ 役員に職員や外部の人を登用することもでき、組織として継続できる 〕
投資財源 の確保	内部留保はできない 〔 ○ 将来の経営展開のための投資財源の確保はできない ○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)の利用も不可能 〕 組織としての融資や出資は受けられない	内部留保できる 〔 ○ 将来の経営展開のための投資財源を確保できる ○ 農業経営基盤強化準備金(税制特例)も利用できる 〕 融資や出資も受けられる
雇用の確保	難しい 〔 ○ 雇用保険・労災保険などの福利厚生はなく、青年の就職先として適切でない ○ 農の雇用事業の対象にならない 〕	可能 〔 ○ 雇用保険・労災保険などの福利厚生が整い、青年を雇用しやすくなる ○ 農の雇用事業の対象となる 〕
備考	任意組織としての集落営農は、法人化に向けての準備・調整期間と考えるべきもの	

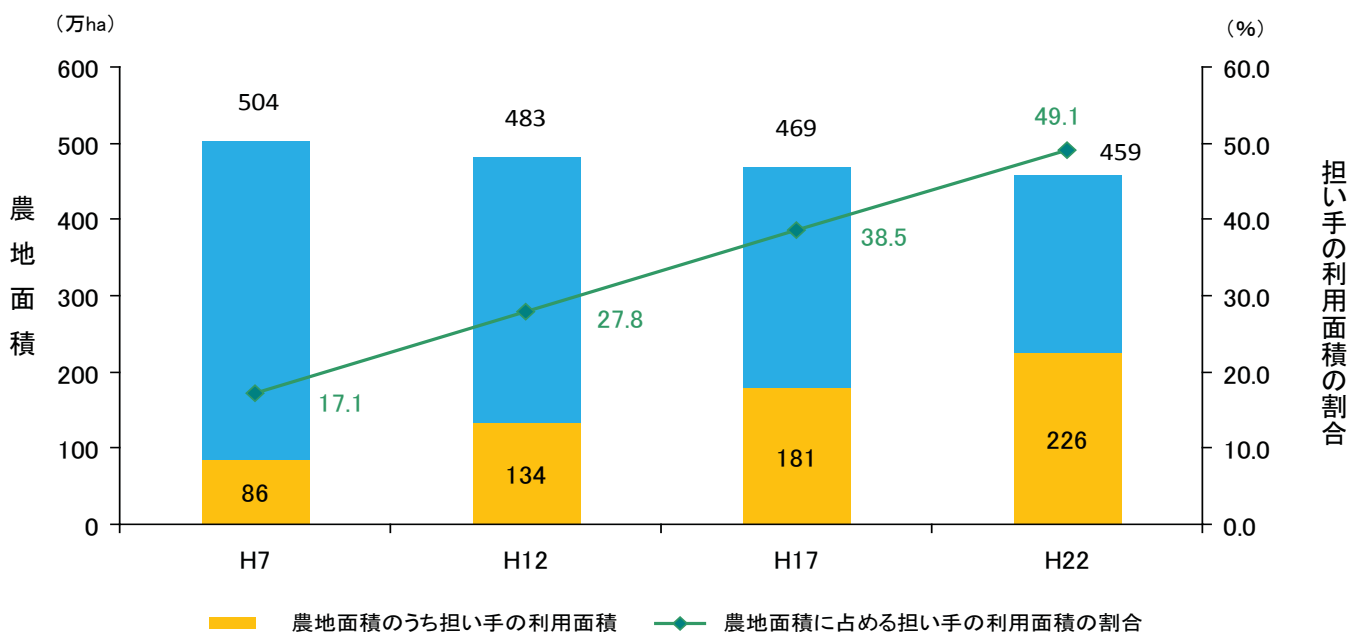
26

農業構造の変化

27

農地面積に占める担い手の利用面積（ストック）

○ この結果、担い手の利用面積（所有権又は賃借権等の集積面積：ストック）は、平成22年には、226万haとなり、農地面積全体に占める割合は49.1%となっている。



(備考) 1. 農林水産省統計部「集落営農実態調査」、「耕地及び作付面積統計」及び経営局農地政策課調べ
 2. 担い手の利用面積とは、認定農業者(特定農業法人を含む)、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体(平成15年度から)、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農(平成17年度から)が、所有権、利用権、作業委託(基幹3作業)により経営する面積。

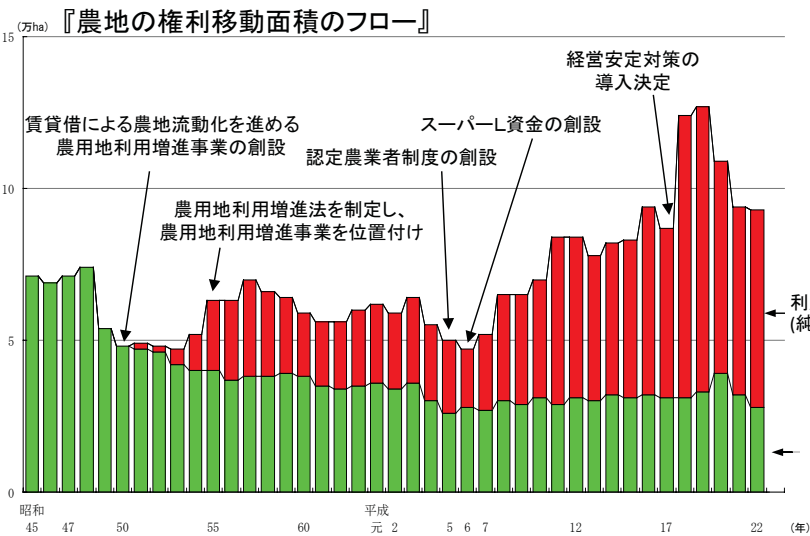
28

既に農業構造はかなり変化している

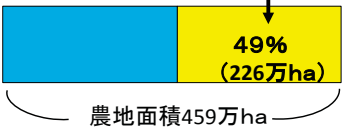
大規模経営体への農地集積

○ 農地流動化は、毎年、着実に進展

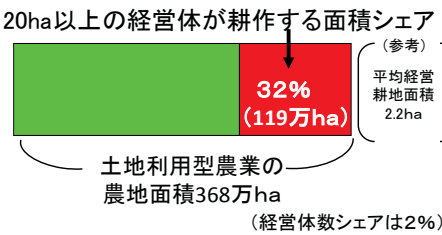
○ その結果、担い手の利用面積は、農地面積全体の約半分をカバー



担い手の利用面積シェア



○ また、既に20ha以上の経営体が土地利用型の農地の3割をカバー



法人経営体の増大と大規模化

- 法人経営体数は、この10年で2倍になり、12,511 (売上1億円以上層が24%)
- 20ha以上の法人経営体は22%、法人経営全体の農地面積の80%
- 法人経営体の雇用者数 約14万人

家族経営体の大規模化

- 5ha以上層が家族経営全体の農地面積の45%をカバー
- ある程度の規模になると法人化

改正農地法の概要

改正農地法の概要

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

農地を最大限に有効利用

農地法の目的等の見直し

- 目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化。
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化。

農地の権利取得に係る許可要件の見直し

- 「地域との調和要件」(周辺の農地の農業上の効率的・総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと)を創設。
- 「下限面積要件」(権利取得後の面積が原則都道府県50a(北海道2ha)以上)の特例措置を一定の基準に従い定められる主体を都道府県知事から農業委員会に変更。

農地の貸借規制の見直し

- 農業生産法人以外の法人による農地の借入れを可能に。(業務執行役員のうち一人以上の者がその法人の農業に常時従事すること等の一定の要件が必要)
- 事後において、勧告、許可の取消し等の措置を創設。
- 農地の貸借期間の上限を20年から50年間に延長。

農業生産法人要件の見直し

- 農業生産法人への加工業者等からの出資制限について、一定の者について緩和(4分の1以下→2分の1未満)。
- 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に。

農地の面的集積の推進

- 市町村段階の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)が委任を受けて、所有者に代理して農地を貸し付ける仕組みの創設。

遊休農地対策の強化

- 市町村の判断に基づく対策を改め、市街化区域の農地も含めた全ての遊休農地を対象を拡大。
- 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置。

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

農用地区域内農地の確保

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない。

農地転用規制の厳格化

- 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
- 違反転用に対する罰則を強化(法人:300万円→1億円)

31

改正農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合は過半の持分を有する者が知れていない場合)については、公告手続きで対応。

現行制度

毎年1回、農地の利用状況を調査

遊休農地

- 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている

所有者等への指導

遊休農地である旨の通知

必要な措置の勧告

所有権移転等の協議

都道府県知事の調停

都道府県知事の裁定

改正後

耕作者不在となるおそれのある農地

- 耕作者の相続等を契機に適正な管理が困難となることが見込まれる

利用意向調査

農地所有者等に対して、

- ① 自ら耕作するか
- ② 農地中間管理事業を利用するか
- ③ 誰かに貸し付けるか

等の意向を調査

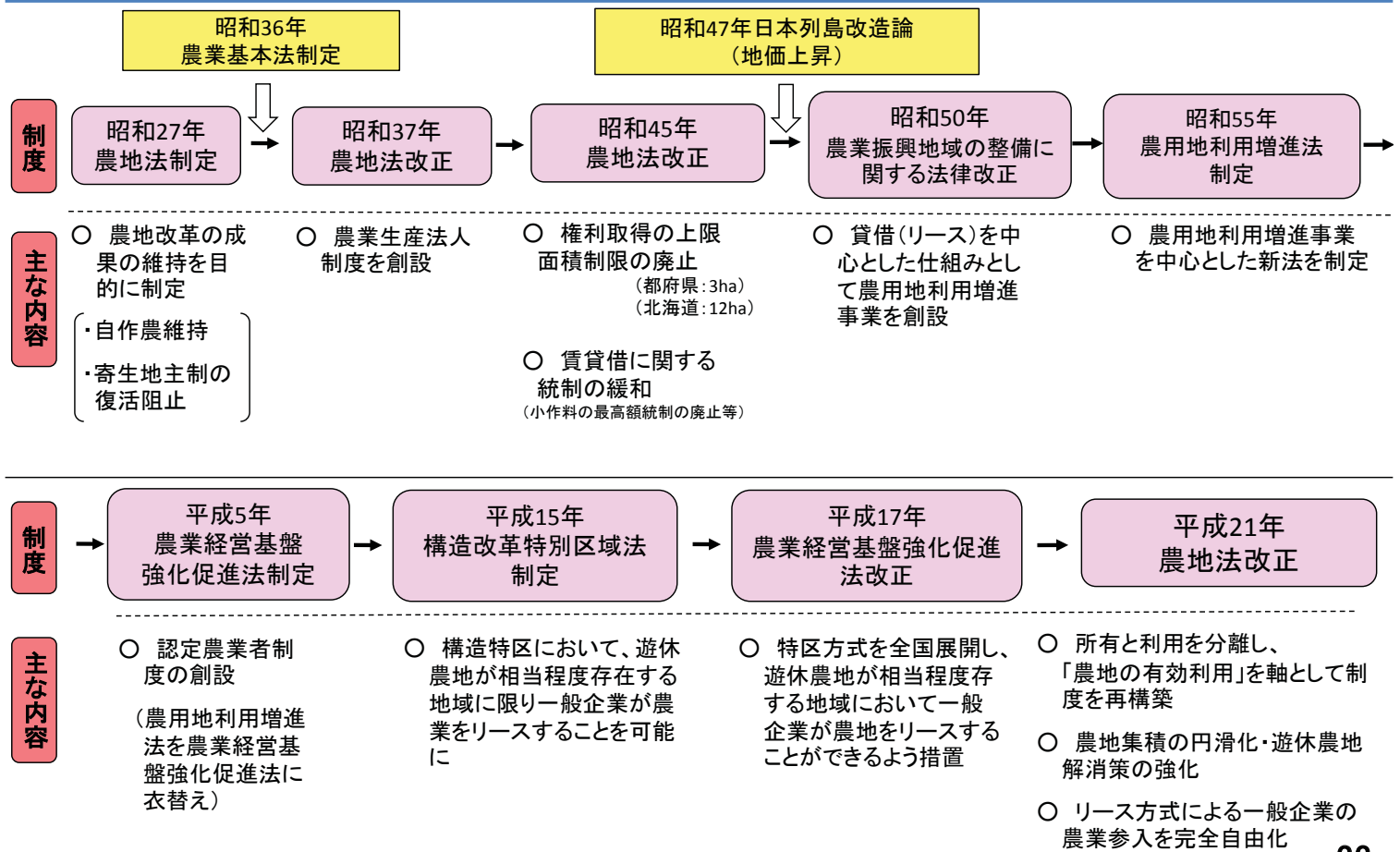
所有者等を確知できない旨を公示

農地中間管理機構との協議の勧告

- 意向表明どおり
- 権利の設定・移転を行わない
- 利用の増進を図っていない

32

農地制度の変遷



33

農地として利用すべき土地の
農業上の利用の確保

1(1)食料・農業・農村基本法(国の責務、農地の確保及び有効利用)

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)

第四条（農業の持続的な発展）
第七条（国の責務）

（農業の持続的な発展）

第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立される…（中略）…ことにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（国の責務）

第七条 国は、第二条から第五条までに定める食料、農業及び農村に関する施策についての基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 （略）

第二十三条（農地の確保及び有効利用）

（農地の確保及び有効利用）

第二十三条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

1(2)食料・農業・農村基本計画(農地の見通し)

食料・農業・農村基本計画

第3 食料、農業、農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

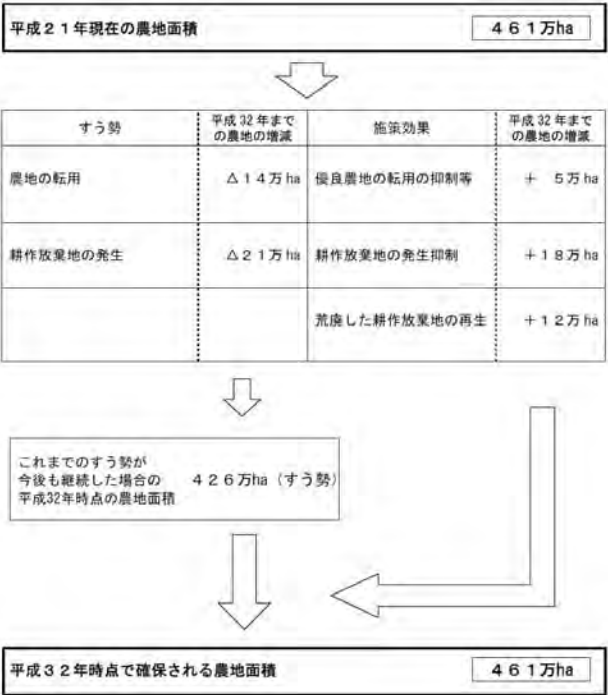
(4)優良農地の確保と有効利用を促進

- ① 計画的な土地利用の促進と転用規制の厳格化
- ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進
- ③ 耕作放棄地対策の推進
- ④ 農地情報の利活用の推進
- ⑤ 農業災害による損失の補てん
- ⑥ 農作業安全対策の推進

	平成20年	平成32年
延べ作付面積(万ha)	426	495
農地面積※ (万ha)	463 (平成21年461)	461
耕地利用率 (%)	92	108

農地の見通しと確保

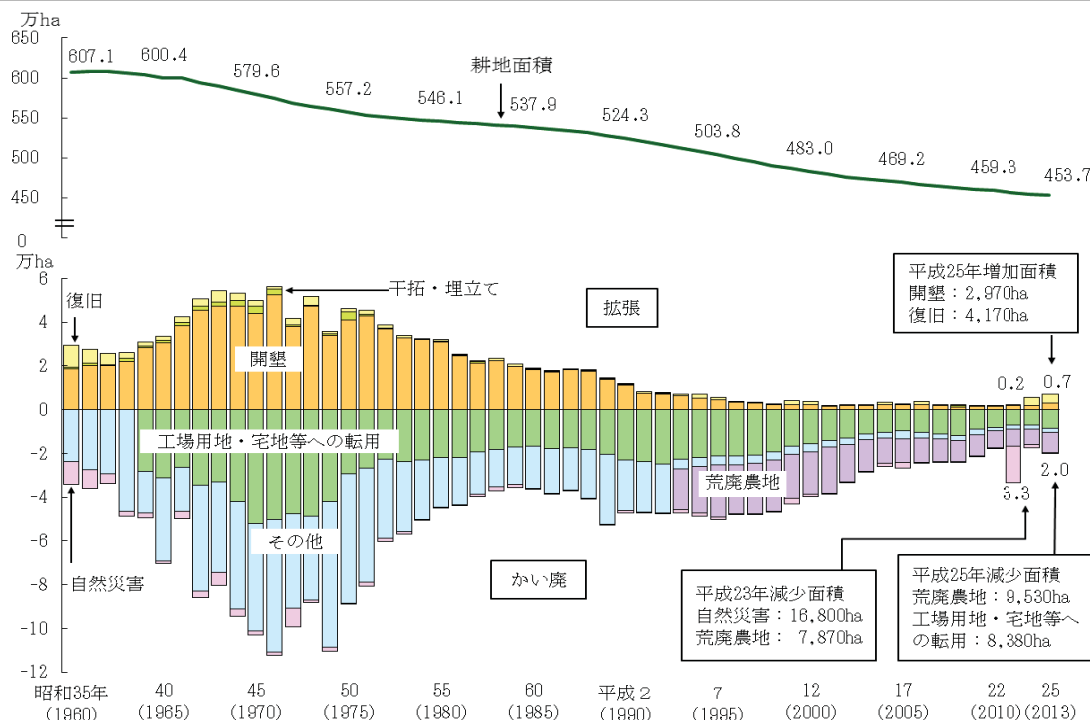
- 平成32年における農地面積の見込み
- これまでのすう勢を踏まえ、優良農地の転用抑制や耕作放棄地の発生抑制・再生等の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計



※農地面積については、すう勢を踏まえ、優良農地の転用や耕作放棄地の発生の抑制・再生の効果を織り込み見込んでいる。

1(3) 耕地面積の推移

- 耕地面積は、工場用地、道路、宅地等への転用や荒廃農地になったこと等による減少が続く、この50年間で約25%減少。



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：1) 拡張面積及びかい廃面積は、共に田畑転換を除く。

2) 「工場用地・宅地等への転用」は、「工場用地」、「道路・鉄道用地」、「宅地等」であり、昭和39年から調査を行っており、それ以前は「その他」に含まれる。

3) 「その他」は、「農林道等」、「植林」、「耕作放棄以外のその他」であり、「荒廃農地」については、平成5 (1993) 年から調査を行っており、それ以前は「その他」に含まれる。なお、「荒廃農地」は、平成24年(2012) 年までは「耕作放棄」として公表していた。

37

2(1) 農地制度の体系

- 我が国の農地制度は、これまで、農地を取り巻く状況の変化に対応して、
①優良農地の確保、②効率的な利用の確保、③多様な需要・多面的機能等新たな農地ニーズへの対応という基本的な考え方に即し、関係法律相互の連携を図りながら逐次整備。

優良農地の確保

- 農地法
 - ・農地の転用について規制
 - 農業振興地域の整備に関する法律
 - ・農用地等の整備・保全を含む総合的な農業振興地域整備計画を策定
 - ・保全すべき優良農地の区域（農用地区域）を設定
 - 土地改良法
 - ・農地を効率的な生産基盤として整備
- 等

担い手による効率的な利用の確保

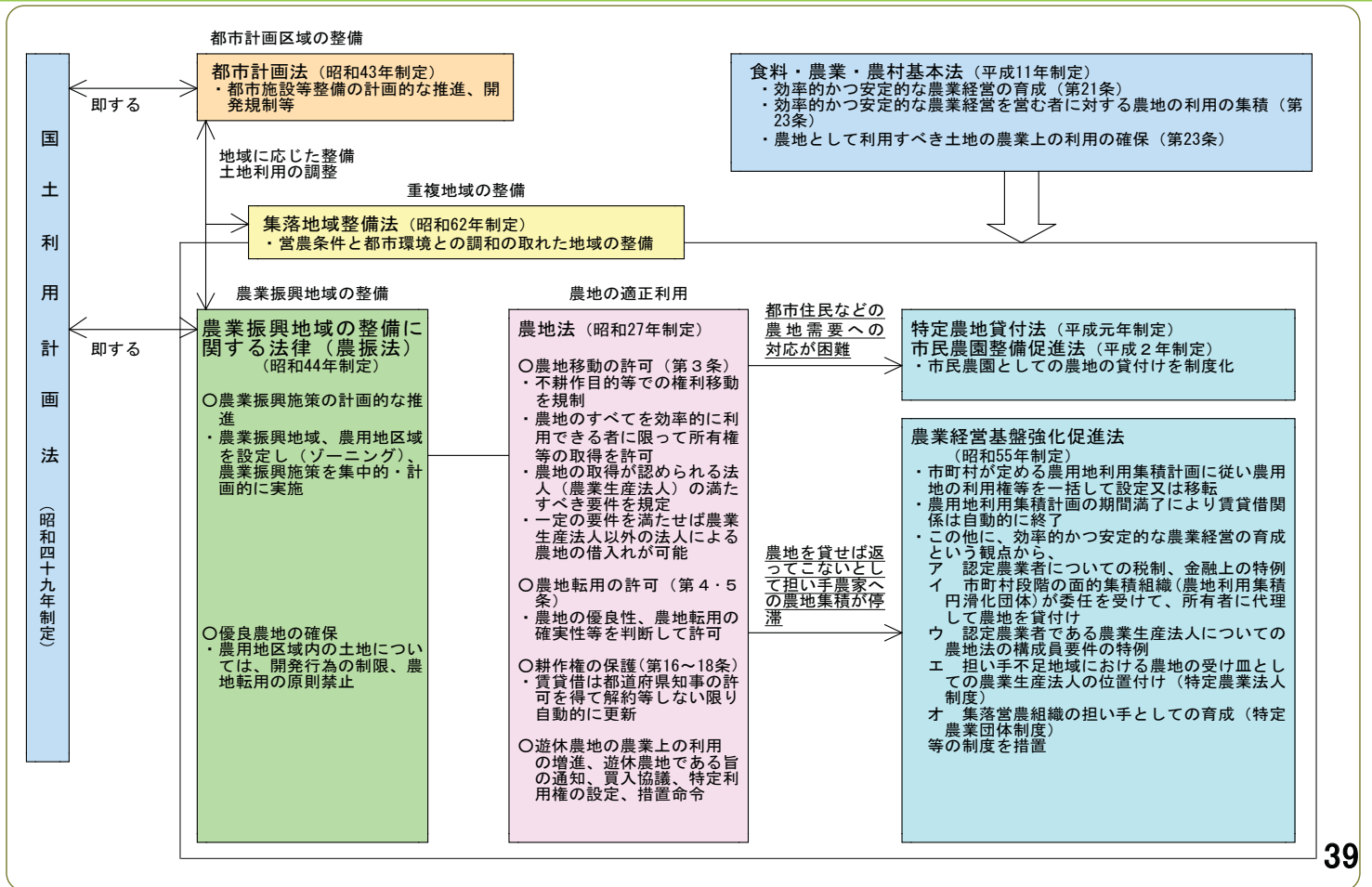
- 農地法
 - ・農地の権利移動について規制
 - ・体系的な遊休農地対策の整備（知事による特定利用権の設定等）
- 農業経営基盤強化促進法
 - ・効率的・安定的な経営体の育成に向け、農地の利用集積を促進
 - ・認定農業者である農業生産法人について、株式会社等の出資制限を緩和

多様な需要・多面的機能等新たな農地ニーズへの対応

- 特定農地貸付法・市民農園整備促進法
 - ・市民農園としての農地の貸付を制度化
 - ・市民農園の開設主体を拡充
 - ※ 構造改革特別区域法に基づく特区制度として実施されてきたが、H17年9月より、特定農地貸付法に基づく措置として全国展開
- 景観法
 - ・景観と調和のとれた農地利用の促進
 - ・棚田などの良好な農村景観を維持

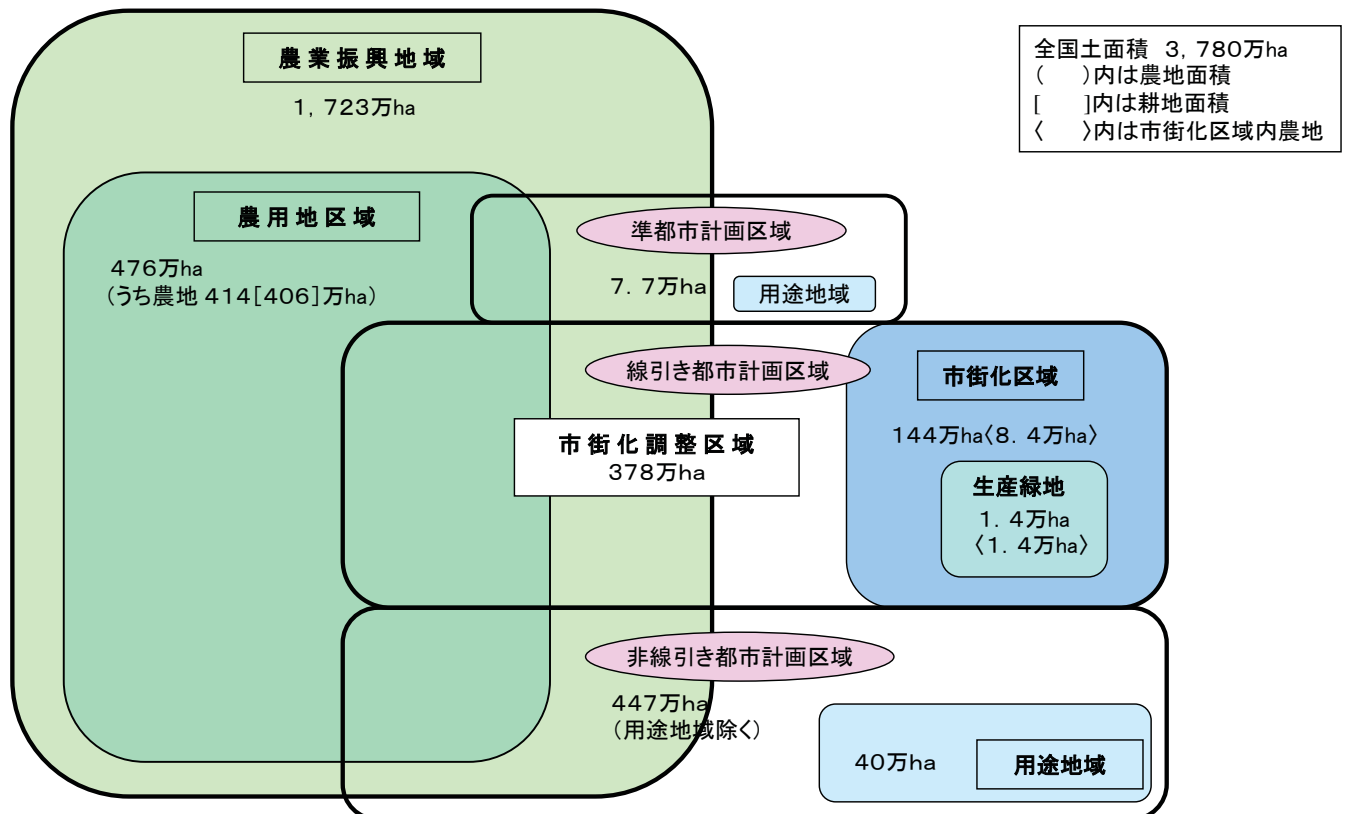
38

(参考)農地に関する各種法律



39

(参考)農振法及び都市計画法による土地利用区分



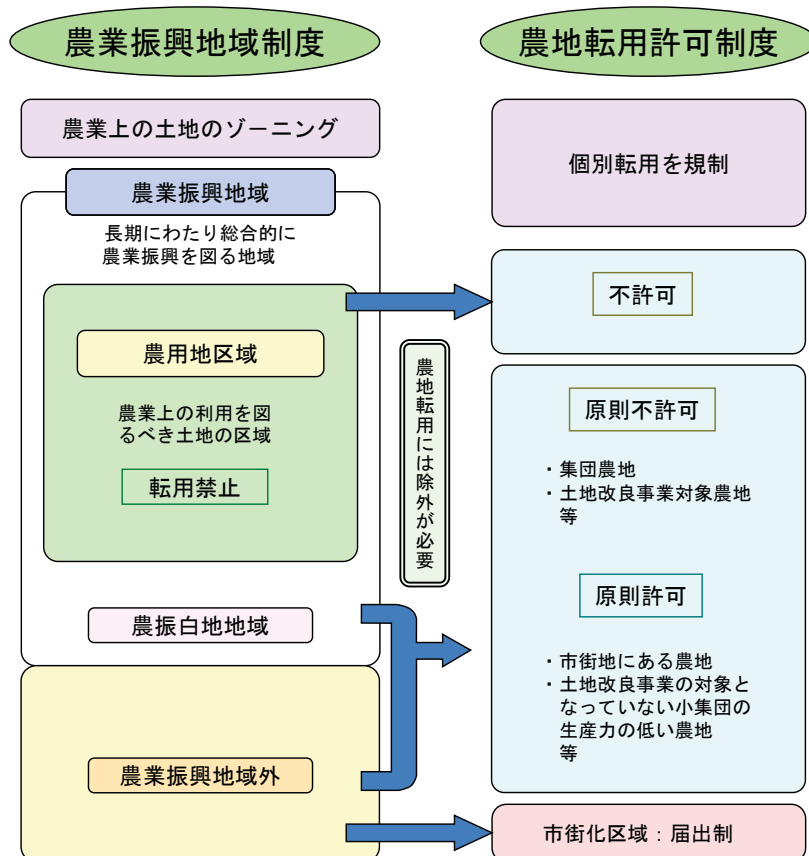
資料: 国土地理院「全国都道府県市区町村面積調」(平成23年10月1日現在)
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課調べ(平成24年12月1日現在)
国土交通省都市局「都市計画年報」(平成23年3月末現在)
総務省自治税務局「固定資産の価格等の概要調書」(平成23年度)

40

2(2) 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

- 国民への食料の安定供給を確保するためには、優良農地の良好な状態での確保が重要。
- 一方、我が国は、国土が狭小で、かつ、高密度な経済社会。このため、国土の計画的・合理的な利用を促進することも重要な課題。

- 優良農地の確保・保全とともに、農業振興施策を計画的に実施するため、農業振興地域制度で優良農地をゾーニング。
- 農地転用許可制度により、個別にその優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導。



41

3(1) 農業振興地域制度の概要

- 農業振興地域制度は、農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与。



42